

売買内容の通知に不備が生じた場合の取扱い等の明確化に伴う 業務規程等の一部改正について

2021年6月7日
株式会社名古屋証券取引所

I. 改正趣旨

当取引所は、業務規程等の一部改正を行い、2021年6月28日から施行します（詳細については、規則改正新旧対照表を御覧ください。）。

今回の改正は、システム障害等により、当取引所から売方取引参加者及び買方取引参加者に対して送信する売買内容の通知に不備があった場合の取扱い等について明確化することに伴い、所要の対応を行うことによるものです。

II. 改正概要

- 当取引所は、システム障害等により、売買が成立した旨の通知に遅延、欠落その他の不備があったことを知った場合には、当取引所がその都度定めるところにより、売買の内容を改めて通知するものとします。
- 顧客は、当取引所において成立した売買の内容が当取引所から取引参加者に対して通知されること及び当該通知に遅延、欠落その他の不備があった場合には当取引所から取引参加者に対して改めて通知されることを理解したうえで、取引参加者に対して有価証券の売買を委託するものとする。

(備考)

- 業務規程第24条、N-NE T市場に関する業務規程及び受託契約準則の特例第16条
- 受託契約準則第8条の3、N-NE T市場に関する業務規程及び受託契約準則の特例第27条の3

III. 施行日

2021年6月28日から施行します。

以上